

議案第 3 号

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部改正について

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 18 日 提 出

黒部市公共交通戦略推進協議会
会 長 大 野 久 芳

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を改正する規約
黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「黒部市都市建設部」を「黒部市都市創造部」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 月 日から施行する。